

海上町告示第25号

本町の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成17年3月23日から効力を生ずる。)

平成17年3月22日

海上町長 穴澤清

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
岩井	大仲山	岩井	大林	2, 184の2 2, 182の1、2, 182の2、2, 184の1に隣接する道路である公有地の全部 2, 182の1の地先である公有地の全部
				道水来 2, 206の2の内 2, 207の2の内 2, 207の3の内
				大仲山 2, 092の1の内 2, 092の17の内 2, 092の18
	長仙塚		大林	2, 131の1の内 2, 132の内~2, 134の内 2, 138の1の内 2, 138の2の内 2, 139の内~2, 142の内 2, 157~2, 159、2, 177~2, 180に隣接する道路である公有地の全部
				長仙塚 2, 119の2に隣接する道路である公有地の全部
	道水来		大仲山	2, 085の2の内 2, 085の4の内 2, 085の5の内 2, 085の7の内 2, 086の内

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成15年10月14日現在の土地登記簿謄本によるものである。